



北九州市 新ビジョン(基本構想・基本計画)
における「3つの重点戦略」

国家戦略特区の目的

「世界で一番ビジネスがしやすい環境」の創出



特区制度を推進

北九州市の目指す「稼げるまち」の実現

1 稼げる「基盤」をつくる 2 稼げる「人」を育む 3 稼げる「産業」をつくる

KKJビジネスサポートセンター (K B S C) 令和6年7月～

北九州市
(KKJ)

北九州市に進出を検討している外国企業に
トータルワンストップサポートを実施

COMPASS
小倉

J E T R O
北九州

法人設立
相談

ビジネス
支援

実証支援

専門家

会社登記までの手続き など



本特例メニュー活用

- 日本語による申請書作成
- 日本語による定款作成等
- 日本語に不慣れな外国人起業家への支援

海外企業側・支援側の負担軽減を図り、
北九州市での起業・ビジネス展開を
さらに促進

会社設立に係る行政手続の英語対応 (法務省関係)

東京都、大阪府（大阪市）
福岡市、北海道（札幌市）
仙北市

- （令和6年11月25日 国家戦略特別区域における会社の設立登記手続の英語対応について（通知））

規制改革の概要

措置前

会社設立登記手続

登記事項の公示は、日本における取引の安全に資するなどの目的から、日本語で公示されることが前提となっており、会社設立の登記の申請書やその添付書面※は、日本語での作成が必要。
※本国官憲等が発行するものを除く。

定款認証手続

定款に記載を要する事項（会社の事業目的、本店所在地等）は、その多くが登記すべき事項のため、登記事項と同様に、定款認証の対象となる定款についても、日本語での作成が前提。

措置後

特区自治体と連携して、簡易な形態の会社を対象として英語による入力・選択で会社設立の登記の申請書や定款等の添付書面を作成できるツールを活用することにより、英語を用いる申請人（申請予定者）への支援を行う。

効果

海外企業の新規参入を促進！

規制改革の内容

①申請書等作成支援ツールの提供

法務省が申請書等作成支援ツール※を特区自治体へ提供し、英語を用いる申請人は特区自治体HP等からツール入手
※英語で入力・選択後に日本語に自動的に変換されるツール



②ツールによる申請書等の作成



③定款認証

- 定款等を公証役場※に提出
 - 公証役場における公証人による面前審査
- ※国家戦略特別区域法第12条の2の特例措置を活用する自治体においては、区域計画で定められた場所（開業ワンストップセンター）において定款の認証が可能



④登記申請書等の提出

申請書等を法務局に提出

